

令和2年4月13日

関係各位

古賀市長 田辺 一城

政府の緊急事態宣言と福岡県の緊急事態措置を受けての本市の対応方針について（2）  
～緊急事態宣言期間中の市民団体等の活動について～

令和2年4月8日付で発信した標記方針に続き、本日、古賀市の対策本部で今後の対応について検討し、以下の方針を決定しました。

市民のみなさまにおかれましては、引き続き本方針に基づく感染防止策の徹底について、それぞれの行動が自らと大切な人を守り、ひいては地域社会を守ることにつながることを意識していただき、市の取組に対するご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 緊急事態宣言期間中の市民団体（※）の活動について

政府の緊急事態宣言に基づく基本的対処方針では、感染症のまん延防止のための措置として、国民が一丸となって、接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であり、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指すことが示されています。

この方針に基づき、期間中の感染の拡大につながるおそれのある行事及び会合の中止又は延期並びに地域の公民館・集会所の使用中止の検討をお願いいたします。

※市民団体…市内に活動の拠点を置き、市民により自主的に構成された公益性のある活動を行う団体（自治会、校区コミュニティ組織、NPO、ボランティア団体、PTCA等を指します）。

2 緊急事態宣言期間中の行政区長・行政隣組長への委嘱事務について

上記の方針に基づき、期間中の委嘱事務については、感染症対策の実施に必要な市民への情報提供（文書等の回覧及び掲示）を除き、原則停止します。

以上に加え、日頃からの「こまめな手洗い」「咳エチケット」及び感染リスクの高い「密閉」「密集」「密接」の回避について、引き続き徹底をお願いいたします。

**【問い合わせ先】**

(行政区長・行政隣組長・自治会、校区コミュニティ組織、  
NPO、ボランティア団体に関して)

古賀市 総務部 まちづくり推進課

電話：092-942-1165

(地域の公民館（分館）に関して)

古賀市 教育委員会 生涯学習推進課

電話：092-944-1931

(感染症対策全般に関して)

古賀市 保健福祉部 予防健診課

電話：092-942-1151